

獣医師名簿登録事項変更申請書

収入印紙(消印 をしないこと。)

新本籍地	旧本籍地	現住所
------	------	-----

新氏 ふりがな 名

旧氏 ふりがな 名	旧姓併記の希望	生年月日
	有・無	

通称併記の希望	有・無
(外国籍を有する者で、住民票に通称の記載がある場合のみ記載可)	
通称	

右のように変更したから獣医師法施行規則第三条第一項に掲げる書類を添えて申請する。

年 月 日

氏 名

農林水産大臣 殿

遅延理由書について

獣医師名簿の登録事項に変更があった場合は、変更の事実が発生した日から３０日以内に申請書を提出しなければならないことが、獣医師法施行規則第３条に定められています。

このため、事実が発生した日から申請までの期間が３０日を越えた場合は、以下に御留意の上、遅延理由書の提出をお願いします。

- １．農林水産大臣宛てとすること。
- ２．３０日以内に申請できなかった具体的な理由及び今後注意する旨の一文を必ず記載すること。
- ３．氏名及び提出年月日を記載すること。

【参 考】

遅延理由書		
年 月 日		
農林水産大臣 殿		
申請者氏名		
本文（３０日以内に提出できなかった理由及び今後注意する旨を記載）		

- ・本籍地について、**本籍地都道府県**に変更がない場合は申請不要です。
- ・本籍地都道府県や氏名等に変更がなく、**現住所のみの変更**の場合は申請不要です。

○獣医師免許証（原本）

- ・免許証は、折り曲げて封筒に入れて構いません。
(変更申請書に基づき獣医師名簿の登録事項を訂正し、免許証を書き換えて交付します)
- ・獣医師免許証を亡失した場合は**再交付申請書**も必要です

○戸籍謄本（又は戸籍抄本）（原本）

- ・発行後 6 ヶ月以内であること
- ・変更事項（新旧本籍地、新旧氏名）がすべて記載されていること
免許証に記載されている情報から現在の情報まで連続して追うことのできる戸籍情報を添付してください。

例：本籍地変更

東京都（免許証に記載されている本籍地）→ 千葉県 → 神奈川県（現在の本籍地）
に移動した場合、

東京都→千葉県→神奈川県に本籍変更をしたことがわかる戸籍情報を添付。

- ・夫婦とも申請する場合も、お一人 1 枚ずつ添付してください。